

私の紙面批評

弁護士
清源万里子

女性ゼロ議会解消を



(きよもと・まりこ) 1981年、中津市生まれ。2008年弁護士登録。11年大分県弁護士会入会。九州弁護士会連合会・犯罪被害者の支援に関する連絡協議会委員。現在子育て真っ最中。

「女性と人権全国ネット ワーク」(東京)が、アナ ウンスなどで選挙活動に関 わる女性へのセクハラ・パワハラ被害を明らかにしよ うと呼びかけたところ、全 国から31の事例が寄せられ たことが、6月13日付の本 紙夕刊に掲載された。被害 をなくするため、ルール作 りの必要性も指摘した。

加していると感じている。これは、セクハラ・パワハラに関する知識が広ま るが、子育てや介護の経験のある女性議員の登場に 期待を寄せ、また希望を感じた人はいくつかある。 「女性ゼロ議会」の解消は頼もしく感じる。

法行為だ。加害者は損害賠償責任を負い、会社も責任を負う場合がある。冒頭の 記事は、セクハラ・パワハラの実態把握に有用である。一弁護士として、セクハラ・パワハラを訴えた労働者側の ことを考えている会社側と、セクハラ・パワハラ対策を就業規則に盛り込 みたいと考えている会社側 の相談が、いずれも年々増

と、6月28日付の本紙朝刊によれば、全国に 1741ある市区町村議会 は、女性がセクハラ・パワハラに関する問題や権利の意識を持ち、社会が女性議 員の必要性を認識すること が大変重要で、新聞が果たす役割は大きいと思う。

本紙には「女性ゼロ議会」の解消に向けた情報提供や 問題提起を今後も期待した

今から約70年前、女性に は選挙権がなかった。しか し、女性の権利意識が高ま り、長い歴史を経て、女性 は選挙権を得るに至った。 この歴史に鑑みれば、「女 性ゼロ議会」の解消は実現 可能なはずだ。そのために は、女性がセクハラ・パワ